

登録商標「TRADトラッド」無効審決取消請求事件：知財高裁平成23(行ケ)10137・平成23年10月18日(2部)判決<棄却>

【キーワード】

ファミリーネーム，商標法4条1項10号(他人の周知商標)・15号(他人の業務に係る商品と混同する商標)

【事 実】

本件は，商標権に対する無効審判請求について，特許庁がした請求不成立の審決の取消訴訟である。争点は，審決における事実誤認の有無，本件商標が商標法4条1項10号又は15号所定の商標に該当するかである。

1 特許庁における手続の経緯

被告Yは，「TRAD」の欧文字と「トラッド」の片仮名とを上下二段に横書きしてなり，第28類「スロットマシン，その他の遊戯用器具，ビリヤード用具」を指定商品とする本件商標(登録第5327363号，平成20年6月27日出願，平成22年6月4日設定登録)の商標権者であるところ，原告(岡崎産業株式会社)は，本件商標について，平成22年9月10日に無効審判を請求した。

特許庁は，上記請求を無効2010-890078号事件として審理をした上，平成23年3月24日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，その謄本は同年4月1日原告に送達された。

2 審決の理由の要点

(無効理由)

原告(無効審判請求人)は，無効理由として，商品「スロットマシン」に「トラッド」との名称を含む下記(a)～(h)の「トラッド」，「ニュートラッド1(機種名ニュートラッド)」，「トラッドA」，「トラッドA30」，「シートラッド」，「シートラッド30」，「スロットニュートラッド」及び「スロットニュートラッド30」の各商標を引用商標とし，本件商標が，商標法4条1項10号又は15号所定の商標に該当すると主張する。

(a)機種名 トラッド

販売開始時期：1998年11月

販売台数：3,006台(甲132の1～289)

売上額：893,505,438円(同上)

宣伝広告(雑誌掲載例)

「遊技通信，パチスロ攻略マガジン増刊，攻略パチスロ極技200連発，パチスロ勝，パチスロ必勝ガイド パチスロ大図鑑」(甲4～9)

(b) 機種名 ニュートラッド

販売開始時期：2000年5月

販売台数：14,867台(甲133,134の1~618)

売上額：3,143,860,000円(同上)

宣伝広告(雑誌掲載例)

「Fame,パチスロ必勝ガイド,遊技ジャーナル,娯楽産業,パチスロ攻略マガジン,遊技通信,パチスロ必勝ガイド パチスロ大図鑑」(甲10~18)

(c) 機種名 トラッドA

販売開始時期：2002年10月

販売台数：1,411台(甲135,136の1~38)

売上額：194,645,000円(同上)

宣伝広告(雑誌掲載例)

「パチスロ攻略マガジン,パチスロ必勝ガイド パチスロ大図鑑」(甲19~21)

(d) 機種名 トラッドA30

販売開始時：2002年11月

販売台数：354台(甲137,138の1~13)

売上額：66,730,000円(同上)

宣伝広告(雑誌掲載例)

「パチスロ攻略マガジン,プレイグラフ,娯楽産業,パチスロ必勝ガイド パチスロ大図鑑」(甲22~25)

(e) 機種名 シートラッド

販売開始時期：2008年4月

販売台数：566台(甲139の1~140)

売上額：129,457,500円(同上)

宣伝広告(雑誌掲載例)

「Fame,パチスロ攻略マガジン,娯楽産業」等(甲26~43)

(f) 機種名 シートラッド30

販売開始時期：2008年5月

販売台数：186台(甲140の1~30)

売上額：47,344,500円(同上)

宣伝広告(雑誌掲載例)

「Fame,パチスロ攻略マガジン,娯楽産業」等(甲26~43)

(g) 機種名 スロットニュートラッド

販売開始時期：2009年5月

販売台数：814台(甲141,甲142の1~146)

売上額：70,400,000円(同上)

宣伝広告(雑誌掲載例)

「遊技通信, 娯楽産業」等(甲44~64)

(h)機種名 スロットニュートラッド30

販売開始時期：2010年7月

販売台数：13台(甲143の1~10)

売上額：4,680,000円(同上)

宣伝広告(雑誌掲載例)

「遊技通信, 娯楽産業」等(甲44~64)

(商標法4条1項10号該当性についての審決判断)

引用商標中「トラッド」, 「ニュートラッド1」, 「トラッドA」及び「トラッドA30」の各商標(以下, 総称して「使用商標」という。なお, 「ニュートラッド1」については, 単に「ニュートラッド」という。)と本件商標とが類似する商標であるとしても, 使用商標が, 本件商標の出願日及び登録審決日の時点において, 請求人商品を表示するものとして, 需要者の間に広く認識されていた商標とは認められない。

引用商標中「シートラッド」, 「シートラッド30」, 「スロットニュートラッド」及び「スロットニュートラッド30」の各商標(以下, 総称して「新使用商標」という。)と本件商標とは, 外観, 称呼及び觀念のいずれの点においても相紛れるおそれのない非類似の商標であり, 別異の商標というべきである。

したがって, 本件商標は, 商標法4条1項10号に該当しない。

(商標法4条1項15号該当性についての審決判断)

使用商標が, 本件商標の出願日及び登録審決日の時点において, 請求人商品を表示するものとして, 需要者の間に広く認識されていた商標とは認められないところからすれば, 本件商標に接する需要者は, 使用商標を想起又は連想することはないというべきであり, 本件商標をその指定商品について使用しても, 該商品が請求人又はこれと業務上何らかの関係を有する者の取扱いに係る商品であるかのように, 商品の出所について混同を生ずるおそれはない。

したがって, 本件商標は, 商標法4条1項15号に該当しない。

【判断】

1 取消事由1(引用商標の認定の誤り)について

(1)原告は, 審判において, 原告が引用例として主張したのは, 「原告ペットネーム」ではなく, これら「原告ペットネーム」から構成される一群の「トラッド」という商品群の名称, すなわち「原告ファミリーネーム」であり, こ

の「原告ファミリーネーム」との関係で、本件商標は、商標法4条1項10号又は15号違反として無効にされるべきであると主張したのであるから、審決は、引用例を誤って認定しており、判断遺脱の違法があると主張する。

しかし、審決は、本件商標の商標法4条1項10号又は15号該当性を判断する前提として、商品「スロットマシン」に使用される「トラッド」との名称を含む「トラッド」、「ニュートラッド」、「トラッドA」、「トラッドA30」、「シートラッド」、「シートラッド30」、「スロットニュートラッド」及び「スロットニュートラッド30」の各商標を引用商標として掲示し、そのうち「トラッド」、「ニュートラッド」、「トラッドA」及び「トラッドA30」の使用商標については、本件商標とが類似する商標であるとしても、本件商標の出願日及び登録審決日の時点において、原告商品を表示するものとして、需要者の間に広く認識されていた商標とは認められないと判断するとともに、「シートラッド」、「シートラッド30」、「スロットニュートラッド」及び「スロットニュートラッド30」の新使用商標については、本件商標とは外観、称呼及び觀念のいずれの点においても相紛れるおそれのない非類似の商標であり、別異の商標というべきであると判断したものである。

そして、後記(2)のとおり、審決の上記判断にいずれも誤りがなく、引用商標が、原告商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたとは認められない使用商標と、本件商標と相紛れるおそれのない非類似の新使用商標とからなる以上、それらの総称として原告が主張する、「原告ファミリーネーム」であるところの「トラッド」商標が、原告の「スロットマシン」を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたといえないことは明らかであり、その点に関して審決に明示の判断がないとしても、審決に引用例の誤認や判断遺脱の違法が生じるものではなく、原告の主張は、採用することができない。

(2) 原告は、原告ペットネーム商品及び原告ファミリーネームの使用実績及び宣伝広告等の実績に基づき、本件出願時（平成20年6月27日）及び登録審決時（平成22年5月21日）において、原告ファミリーネームである「トラッド」商標が、「スロットマシン」に使用される商標として周知性を備えていたと主張する。

しかし、引用商標のうち「トラッド」、「ニュートラッド」、「トラッドA」及び「トラッドA30」の使用商標については、当該商標を付した「スロットマシン」が販売されたのが、平成10年8月から平成16年4月までであり、その後は本件出願時まで約4年間全く販売されていない(平成21年4月に「ニュートラッド」が6台販売されたのみである。甲134の617, 618)こと、使用商標を付した「スロットマシン」が販売開始された平成10年8月から本件商標の出願時までの期間における販売台数は、多くとも1万96

38台(甲144)であって、当該期間における我が国におけるスロットマシンの販売台数約1500万台に対する市場占有率は、わずか0.13パーセントにすぎないこと、「シートラッド」、「シートラッド30」、「スロットニュートラッド」及び「スロットニュートラッド30」の新使用商標を付した「スロットマシン」は、本件出願の直前である平成20年4月以降販売が開始されたものであるが、新使用商標と本件商標とは外観、称呼及び觀念のいずれの点においても相紛れるおそれのない非類似の商標であること、原告がファミリーネームであるとする「トラッド」商標については、雑誌、インターネット等において「トラッド」シリーズとして紹介された記事が散見されるが、原告自らが「トラッド」商標を付したシリーズ商品としての宣伝を積極的に展開していた旨を原告において主張立証するものではないことなどを考慮すると、原告がファミリーネームとする「トラッド」商標が、本件出願時及び登録審決時のいずれにおいても、原告商品を表示するものとして、需要者の間に広く認識されるに至っていたとは認められないというべきである。したがって、原告の前記主張は、採用することができない。

2 取消事由2(商標法4条1項10号の判断の誤り)について

原告がファミリーネームとする「トラッド」商標は、前示のとおり、本件出願時及び登録審決時のいずれにおいても、原告商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されるに至っていたとは認められないから、商標法4条1項10号所定の「他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」ということはできない。

したがって、その余の点について検討するまでもなく、本件商標は、商標法4条1項10号に該当するものではない。

3 取消事由3(商標法4条1項15号の判断の誤り)について

原告がファミリーネームとする「トラッド」商標と、引用商標のうち本件商標と類似しない新使用商標を除いた使用商標とは、前示のとおり、本件出願時及び登録審決時のいずれにおいても、原告商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されるに至っていたとは認められない。

したがって、本件商標をその指定商品について使用しても、当該商品が原告又はこれと関連性を有する者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生ずるおそれはなく、本件商標は、商標法4条1項15号に該当するものではない。

原告は、審決が、本件商標の商標法4条1項15号該当性判断の際に引用例を「使用商標」に限定し、原告ファミリーネームに基づく該当性判断を行っていないから、判断遺脱の違法があると主張する。

しかし、前示のとおり、審決は、引用商標のうち、使用商標は、原告商品を

表示するものとして需要者の間に広く認識されていたとは認められないとし、新使用商標は、本件商標と相紛れるおそれのない非類似の商標と認定したことから、本件商標が商標法4条1項15号に該当しないと判断したものであり、そうである以上、それらの総称として原告がファミリーネームとする「トラッド」商標が、原告商品に使用される商標として周知であったといえないことは明らかであるから、その点に関して審決に明示の判断がないとしても、審決に判断遺脱の違法が生じるものではなく、原告の主張は、採用することができない。

結 論

以上によれば、原告主張の取消事由は、いずれも理由がない。

よって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．原告が登録無効審判の対象とした被告の本件商標「TRAD/トラッド」は、原告が周知にしたと主張する「トラッド」と称する商標と類似であるとしても、原告は当該商標が本件商標の出願時及び登録審決時には需要者間に広く認識されるに至っている商標であることを立証していない、と裁判所は認定した。また原告は、この商標は原告のファミリーネームであり、それをスロットマシンに使用していたと主張したが、その販売期間は平成10年8月から平成16年4月までであり、その後は本件商標の出願時まで4年間は全く販売されていないし、使用商標を付した商品が販売開始された平成10年8月から本件商標の出願時までの期間での販売台数は19,638台という程度では、当該期間におけるわが国のスロットマシンの販売台数約1,500万台の0.13%の市場独占率しかないことを考慮すれば、原告商標が、本件商標の出願時と登録審決時のいずれにおいても、原告商品の表示としていまだ周知に至っていないと裁判所が認定したことは妥当であろう。

2．そうすると、審決が本件商標について法4条1項10号及び同条項15号に該当するものでないと判断したことは妥当であり、それを争う原告の主張は失当ということになる。けだし、法4条1項15号の認定は、同条項10号の適用があって初めて成立すると解されるからである。

この点の法解釈について、特許庁の審決は知財高裁からの御墨付きをいただいたことになる。

〔牛木 理一〕

〔本件商標〕

- (190) 【発行国】日本国特許庁(JP)
(450) 【発行日】平成22年7月6日(2010. 7. 6)
【公報種別】商標公報
(111) 【登録番号】商標登録第5327363号(T5327363)
(151) 【登録日】平成22年6月4日(2010. 6. 4)
(540) 【登録商標】

TRAD
トラッド

- (500) 【商品及び役務の区分の数】1
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第28類 スロットマシン, その他の遊戯用器具, ビリヤード用具
【国際分類第9版】
(210) 【出願番号】商願2008-51640(T2008-51640)
(220) 【出願日】平成20年6月27日(2008. 6. 27)
【審判番号】不服2009-7876(T2009-7876/J1)
【審判請求日】平成21年4月10日(2009. 4. 10)
(732) 【商標権者】
【識別番号】506235834
【氏名又は名称】徳山 誠祐
【住所又は居所】大阪府枚方市岡本町11-5
(740) 【代理人】
【識別番号】100095522
【弁理士】
【氏名又は名称】高良 尚志
【法区分】平成18年改正
【審判長】【特許庁審判官】芦葉 松美
【特許庁審判官】板谷 玲子
【特許庁審判官】岩崎 良子
(561) 【称呼(参考情報)】トラッド
【検索用文字商標(参考情報)】TRAD、トラッド
【類似群コード(参考情報)】
第28類 24B02